

和歌山県公共工事入札監視委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、附属機関の設置等に関する条例施行規則(平成25年和歌山県規則第47号)第10条の規定に基づき、和歌山県公共工事入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営その他委員会に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 和歌山県が発注した工事に関し、入札及び契約手続の実績状況について報告を受けること。
- (2) 和歌山県が発注した工事のうち委員会が抽出した工事に関し、競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯並びに随意契約の経緯についての審議を行い、必要に応じ知事に建議すること。
- (3) 入札及び契約手続に係る再苦情の申立について審議を行い、知事に報告すること。
- (4) その他入札及び契約制度の改善のために必要と認められる事項について、知事に建議すること。

(組織)

第3条 委員は、再任されることができる。

- 2 委員は非常勤とする。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(定例会議)

第4条 第2条第1号、第2号及び第4号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として3か月に1回開催する。

- 2 委員長は、第2条第2号に規定する審議の対象とする工事の抽出を、あらかじめ指名した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。
- 3 当番委員は、定例会議において、自ら行った抽出の結果を報告しなければならない。
- 4 前項の審議対象工事は、次項第2号の別記様式2に定める入札・契約方式別発注工事一覧表の中から委員が任意に抽出する。
- 5 定例会議への報告は、原則として会議開催の前々月以前3か月間に県が発注した工事(ただし、予定価格が400万円以下のものを除く。)に関し、次の様式を提出して行うものとする。
 - (1) 総括表(別記様式1)
 - (2) 工事に係る入札契約方式別発注工事一覧(一般競争入札・条件付き一般競争入札・通常指名競争入札・随意契約方式)(別記様式2)
 - (3) 入札参加資格停止等の運用状況一覧表(別記様式3)
- 6 別表の発注機関の長(以下「発注機関の長」という。)は、定例会議開催の前月の15日までに、和歌山県入札監視委員会事務局(技術調査課)に前項第2号(別記様式2)の資料を提出するものとする。
- 7 審査対象工事の説明については、入札・契約方式毎に資料(別記様式4の1から4の4)を提出して行うものとし、説明は発注機関の長又は発注機関の長が指定する者が行うものとする。なお、審議を行った結果、委員から別途説明資料の提出を求められた場合は、発注機関の長等は必要な書類を作成の上、適宜説明を行うものとする。
- 8 委員による審議は、審査対象工事に係る競争参加資格の設定、指名業者の選定及び入札・契約に係る手続が適切に行われているかどうかを中心に行われるよう留意するものとする。
- 9 委員会は、審議の結果、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲

で、知事に対して建議することができる。

10 委員会は、前項の建議を行った場合には、公表する。

(再苦情処理会議)

第5条 発注機関の長又は技術調査課長（以下「発注機関の長等」という。）は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。

(1) 条件付き一般競争入札

ア 県の入札参加資格審査を申請した者で、当該資格認定の結果に対して不服がある者

イ 県の入札参加資格認定を受けている者（ただし、欠格の者を除く。）で、現に入札に参加しようとする工事の入札公告で定められた入札参加資格の具体的な要件に不服がある者

ウ 落札候補者となった者のうち、入札参加資格不適格の通知を受理した者で、当該理由に対して不服がある者

(2) 通常指名競争入札

当該入札と同一工事種別の県の入札参加資格認定を受けた者のうち、当該通常指名競争に指名されなかったことに対して不服がある者

(3) 随意契約

当該契約と同一工事種別に対応する建設工事の種類について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「許可」を受けている者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

(4) 低入札価格調査

低入札価格調査の結果、失格となった者で、当該調査結果に不服がある者

(5) 入札参加資格停止等措置

入札参加資格停止等の通知を受理した者で、当該入札参加資格停止等措置に不服がある者

2 前項の教示において、再苦情の申立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、知事に対して、書面（別記様式5。以下「再苦情申立書」という。）により行わなければならない旨を明示するものとする。

3 第1項に掲げる苦情の申立てを行った者であって、発注機関の長等が行った回答に対して不服がある者は、再苦情申立書（別記様式5）により知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

4 知事は、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。

5 委員会は、前項の依頼があったときは、第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）を開催し、審議を行う。

6 知事は、第3項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が経過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないことその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、第4項の依頼を行わず、その申立てを却下することができる。

7 知事は、前項に定める申立ての却下を行う場合には、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に申立者にその旨を通知しなければならない。また、申立ての却下の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書と却下の通知書の公表を閲覧により行う。なお、知事は申立ての却下を行った場合は、次の会議において報告するものとする。

8 再苦情処理会議においては、申立者及び発注機関の長等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議が行われるものとする。

- 9 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日（休日を含む。）以内に知事に報告を行うこととする。このため定例会議の日程も斟酌した上で、迅速な審議が行われるよう留意する。
- 10 委員会は、再苦情処理に係る意見書の公表を閲覧により行う。
- 11 知事は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から7日以内（休日を含まない。）を目途に、申立者に対してその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、その旨及びこれに伴い発注機関の長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。
- 12 知事は、審議の結果の通知（以下「審議結果通知書」という。）を行った場合は、速やかに再苦情申立書とともに審議結果通知書の公表を閲覧により行う。
- 13 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではないことに留意する。（議事の公表等）

第6条 会議は非公開とするが、議事概要（別記様式6の1又は6の2）を速やかに作成し閲覧により公表を行う。

（委員の除斥）

第7条 委員は、第2条第2号、第3号及び第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

附 則

この要領は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の第4条第5項の規定は、この要領の施行の日以後に契約を締結した工事から適用し、令和8年3月31日以前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。